

鳥取沿岸の砂浜海岸復元・港内堆砂抑制に向けた技術検討委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、「鳥取沿岸の砂浜海岸復元・港内堆砂抑制に向けた技術検討委員会」（以下「委員会」と称する。

(目 的)

第2条 本県では、美しい砂浜海岸を保全・回復させるため、平成17年6月に全国初の取組として「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」を策定し、同ガイドラインに基づき国・県・市町村等の各管理者が連携・協力して、構造物の設置を要しない土砂の流れの連続性を確保する対応策（サンドリサイクルやサンドバイパス）を基本原則として、従来方式の局所最適化から脱却し、現在に至っている。このことについて、現状で満足することなく、低コスト化や地球環境保全に配慮し、鳥取県の地域特性に適合した恒久的サンドリサイクルシステム導入を目的として、必要な検討を行う。

(所掌事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる検討を行う。

- (1) 県内におけるサンドリサイクルに関する現状と課題
- (2) 最新技術・国内外事例の検証と本県地域特性への適合性評価
- (3) 鳥取方式のサンドリサイクルシステムの実現性

(委 員)

第4条 委員会の委員は、別表に掲げる者とする。

- 2 必要に応じて委員会に諮った上で、別表以外の学識経験者等を委員又は臨時メンバーとして参画させることができる。

(委 員 長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長が欠けた時は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集及び運営)

第6条 委員会は、委員会の事務局（総括）が委員と調整の上招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員会は、原則として公開で行う。
- 4 委員会での検討状況は、ホームページにて公開する。

(事 務 局)

第7条 委員会の事務局は、技術企画課、河川課及び空港港湾課に置き、技術企画課が総括する。

(雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

(附 則)

この規約は、平成24年11月7日から施行するものとする。（委員会の承認された日）

別 表

鳥取沿岸の砂浜海岸復元・港内堆砂抑制に向けた技術検討委員会委員名簿

氏 名	所 属 等	分 野
宇多 高明	一般財団法人 土木研究センター 常務理事	海岸工学
栗山 善昭 (第2回以降)	独立行政法人 港湾空港技術研究所 特別研究官	
佐藤 慎司	東京大学大学院工学系研究科 教授	
松原 雄平 (委員長)	鳥取大学大学院工学研究科 教授	
山崎 貴之	環境省近畿地方環境事務所浦富自然保護官事務所 自然保護官	環 境
和田 年史	鳥取県立博物館附属山陰海岸学習館 主任学芸員	
廣谷 幸人	岩美町産業建設課 課長	地 元

※分野別、氏名：50音順

事務局 鳥取県県土整備部（技術企画課、河川課、空港港湾課）

注1：黒岩正光准教授@鳥取大学大学院工学研究科、澁谷容子特任助教@京都大学防災研究所は、鳥取沿岸の砂浜海岸復元・港内堆砂抑制に向けた新技術・新工法の評価・分析に関する鳥取県（県土整備部技術企画課）と鳥取大学（大学院工学研究科）との共同研究を実施する立場であり、オブザーバーとして参加。

注2：野口仁志次長@三井造船株式会社 機械・システム事業本部 事業開発部（兼務：(独)港湾空港技術研究所 客員研究官）は、簡易維持浚渫・土砂輸送工法の開発者であり、オブザーバーとして参加。